

熊谷組株主代表訴訟：地裁・原告敗訴 献金のへい害を指摘 弁護団は高い評価 / 福井

◇一步踏み込んだ内容

「企業と政治家の癒着を解消するための判決。ボールは投げられたと受け止めてほしい」。準大手ゼネコンの熊谷組（本店・福井市）による自民党長崎県連への政治献金の返還を元社長らに求めた株主代表訴訟で、福井地裁は30日、原告敗訴を言い渡したが、献金が贈収賄を招くへい害を指摘するなど、一步踏み込んだ内容となり、原告団は高い評価を与えた。【川口裕之、八田浩輔】

判決後、福井市宝永4の福井弁護士会館で記者会見した松丸正弁護士団長は「ぎりぎりでも負けたが、献金の評価についてはわれわれの論理が通った」と総括。一方で「献金に対する批判の目はしっかり持っているが、突っ込むことなく原告を負けにってしまった」と悔やんだ。

また、判決が献金理由を「公共工事の受注上の不利益を回避する目的があった」とし、「県と企業の癒着を招き、可及的に解消されることが望ましい」と指摘した点について、松丸団長は「いろいろ性があることをはっきり認めている」と評価。巨額献金が国民の参政権を侵害する可能性に触れた点についても、「献金が社会貢献活動だとする経団連の主張に対して、大きな批判になる」とした。

一方、阪口徳雄事務局長は「基本的には不満」と一言。判決が、基本的に企業献金を肯定する過去の判例を踏襲したことに触れ、「なかなか岩盤は固くて崩れない」と渋い表情を浮かべた。

松丸団長は「献金問題は本来は国政レベルで解決すべきだが、期待できない」として、今後も追及する考えを表明。阪口事務局長も「司法でチェックしないと（政財界は）暴走する。今後も裁判で『献金はおかしい』と言わせる判決を重ねたい」と意欲を見せた。

◇熊谷組は含まれずー自民党長崎県連めぐり献金

自民党長崎県連をめぐっては、県連幹事長と事務局長が、県発注工事を受注するゼネコン8社などに02年2月の同県知事選のための寄付を要求したとして公選法違反（特定寄付の要求）容疑で逮捕、起訴された。長崎地裁は03年7月、懲役2年6月（執行猶予5年）と禁固2年（同）を言い渡した。公判で、県連側の献金要請を拒否した大手ゼネコンが県発注工事から外されたケースも明らかとなった。熊谷組は8社の中に含まれていない。

◇妥当な結論であるー被告の熊谷組側の弁護団の話

判決は本件政治献金を行うについて、被告らの経営判断に何ら裁量の逸脱がなかったことを認めたものであり、妥当な結論である。

◇経営判断認められたー熊谷組の話

判決文は入手していないが、正当な経営判断が認められたものと考えている。

◇企業の行為許しているー五十嵐敬喜・法政大教授（公共事業論）の話

争点について形式的には違法に見えるとしながらも、結果的に企業の行為を許している。いろいろに近い行為をした企業に、税金が流れてしまって良いということになってしまう。行政の透明化、公平化が問われている現在、極めて遺憾な判決だ。

◇献金お助け判決だー醍醐聡・東大大学院教授（会計学）の話

結論から言うと献金お助け判決。横並びの企業献金を是認している。また、献金額と受注額に相関性が無いと判決では言っているが、金額の大小は問題では無い。献金した企業が受注したという事実をどう裁判所は判断したのか疑問が残る。

◇中途半端な判決だー三枝一雄・明治大教授（会社法）の話

献金した企業が政治に対して、影響力を持っていることを認めている点は評価出来る。しかし、政治献金が、利益を生む行為であると認めている限り、いろいろに近い献金はなくなる。中途

半端な判決と言わざるを得ない。

=====

■視点

◇持ちつ持たれつの構造にくぎ

熊谷組の株主代表訴訟で、公共事業を受注する立場での企業献金を「贈収賄などの犯罪を招きやすく、可及的に解消されることが望ましい」との判断を示した福井地裁判決。今回の判決も、企業献金そのものの違法性は否定されたが、献金が「社会通念上、期待、許される行為」との70年の最高裁判決が定着し、抜本的な規制が行われずに続く政界と業界の持ちつ持たれつの構造にはくぎを刺した。

自民党長崎県連への献金が公選法違反にあたるという主張は退けられたが、公共事業を受注する企業が地方議会で多数を占める政党支部への献金が市民からの疑念を産みやすい事に間違いはない。

また、判決は「企業・団体献金の規模によっては、国民の参政権を侵害する恐れもある」とも指摘した。95年に政党助成金制度が導入されたが、その前提となっていた企業献金の規制はうやむやのまま。立法府が企業献金の廃止に踏み出しても良いのではないか。【大久保陽一】

毎日新聞 2006年8月31日